

060-8789 札幌中央郵便局私書箱 66 号  
☎011-751-8833 fax011-711-0696  
<http://yusanrosapporo.web.fc2.com/>

郵政産業ユニオン

さっぽろ

発行  
郵政産業労働者ユニオン札幌支部  
発行責任者 畠山 正治

道央札幌郵便局新設!

「労使関係に関する協約」  
第67条(3)に基づいて組合  
に提示された。

07年4月・5月札幌中央か  
ら132人、6月厚別から4人が  
異動する。

業務は、4月からゆうパッ  
ク(全国・道内あて区分)の  
地域区分、5月からゆうパッ  
ク(自地域内局あて区分)、郵  
便の地域区分及び集中処理。

期間雇用社員の勤務条件

は、①現所属局から新局に雇  
用替えの時給制契約社員は現  
在のスキル評価を引き継ぎ、  
同一担務の場合は半年、担務  
変更の場合は1年間で限度に  
現行の賃金単価を保障。

②現所属局で雇用替えとな  
る社員は臨時評価結果に基づ  
く基本賃金が前の金額を下回  
る場合は、次期評価結果に基  
づく賃金改定時まで前の基本  
賃金を保障。地域手当は月給  
制契約社員には3%支給され  
る。

工事中の道央札幌郵便局



2017年旗開き

道本部・札幌支部・OB会合同です。

日時 1月14日(土) 18時  
場所 船盛屋(南3西2:リバティタワービ  
ルB1)  
会費 4千円(補助あり)  
多くの参加で盛り上がりましょう!!

ゆうパック配達メッシュ

エリアの変更!

厚別郵便局はゆうパック配達  
を社員区から委託移行する計画  
を10月から実施しました。第一、  
第二、第三集配20区(15区は委  
託済み)で残り5区を委託移行す  
るといふものです。

要員確保できず...

先行実施と完全実施を並行的  
に進めたものの、第一・第二集配  
は要員を確保できずに、第三集配  
は要員の確保できたがグルメ会  
の配達物量に悲鳴を上げて困難  
になり、「社員区に戻す、勤務の  
変更もあり得る」と関係社員に説  
明していずれも施策は中止とな  
ったものです。

不要...

この施策に関して関係社員か  
ら「同意書」なるものの提出を求  
めたが、担務変更・勤務変更に係  
る同意書は存在しません。  
会社は提出の理由と根拠を示  
す必要があります。また、施策の  
実施が見直されたので同意書は  
関係社員に返還すべきものでは  
ないか。

「労働契約法第18条に基づく

期間雇用社員の無期労働

契約への転換制度」

18年4月から1年半前倒し  
して、10月1日から導入されま  
した。

今回の無期転換制度は、有期  
雇用で働く労働者が急増する  
なか「反復更新の下で生じる雇  
止めに対する不安を解消し」  
「有期契約で働く労働者が安  
心して働き続けることができ  
る社会を実現するため」に改正  
されたものです。

申し込みが必要です。

- ▼10月〜11月 制度導入について、会社から全社員に周知されます。
- ▼12月〜17年1月 対象者からの申請受付、会社が対象者の勤続年数を確認し、勤続5年を超えている者について申請を受理します。
- ▼2月〜3月 無期転換手続開始されます。
- ▼4月1日 アソシエイト社員として雇用が始まります。

## 社会的に容認！

定年後再雇用された横浜の長澤運輸に勤務していたトラック運転手3人が「正社員と同じ仕事なのに賃金を3割減額するのは不当」だと訴えたものです。

今年5月の東京地裁判決は、「仕事が一だと認め、労働条件の相違を正当化すべき特段の事情は認められない」と指摘。

有期雇用労働者に対する不合理な労働条件格差を禁じた労働契約法20条違反と認定したものです。

2日東京高裁は控訴審で「定年後の継続雇用制度における有期雇用契約では、職務内容が同一であっても、一定程度賃金が減額されることは一般的であり、社会的にも容認されていると考えられる」と不当判決したもので、

## 15分単位で切り捨て！

セブンイレブンの「ストアアイコンピューターは1分単位の正確な時刻が表示されるのに15分未満を切り捨てた始業・就業時刻が記録されていたものです。

### 行政指導……

国会追求で行政指導が行われ、システム変更がされたもので、システムの手引きには「賃金は労働時間に応じて支払うことが原則であり、その労働時間は1分単位で管理することが必要、15分単位で計算することで労働時間を切り捨てることは違法」とし、「シフト時間前後の着替えや朝礼、片付けも勤務時間に含まれる」としています。

郵便局の職場に置き換えた場合、この手の法違反は日常茶飯事で、点検摘発運動が必要ではないか。

## 長時間労働法律で厳しく取り締まりを！

広告大手電通で新入社員が昨年過労自殺したのを受け、東京労働局は10月14日実態解明のため東京本社に立ち入り調査をした。

91年にも入社2年目の男性社員が過労自殺し、訴訟で管理責任を認定されている。

菅官房長官は同日「**調査結果を踏まえ、過重労働防止に向けて厳しく対応する**」と述べた。

過労死のない社会の実現を目指す過労死等防止対策推進法が施行されて2年が経過したが15年度に労災認定された過労死は96件、過労自殺（含む未遂）は96件と高止まりが続いている。「過重労働撲滅特別対策班」は、違法な長時間労働が疑われる事業所への監督指導に専従であたるため、15年4月に東京労働局と大阪労働局に設置された。

**今年の春、厚別郵便局第二集配課長が小樽漁港で車ごと投身自殺したのが記憶に新しいが、この企業は本当にこれでいいのかと言いたい。**

## 郵便局の職場で過労自死事案和解！

「1 被告（日本郵便株）は、故小林孝司が被告さいたま新都心支店に転入後それまで罹患した記録が確認されていない抑うつ状態等の精神疾患に罹患したこと、同氏の勤務地変更の希望が叶わなかったこと、及び同氏が自死に至ったことについて遺憾の意を表する

2 被告は、原告らに対し、本件損害賠償請求についての和解金として、～の支払義務があることを認め～支払う。」

これは、最終的に被告である日本郵便株が示した和解内容で、10月12日さいたま地裁で和解が成立したものです。

過労死や過労自死は起こってはならない、根絶しなければならないという思いは会社・労組に違いはないはずです。

かつての**お立ち台に象徴される「ミスるな！ 事故るな！ 残業するな！」**などと責任を押し付ける企業体質は変わっておらず職場環境をどうするか、会社の正念場ではないでしょうか。